

令和6年度 事業計画

I 基本方針

公益財団法人岡谷市スポーツ協会（以下「当協会」）は、公益財団法人への移行認定から12年目の運営となる。岡谷市のスポーツ団体を統括する団体としてスポーツの果たす社会的役割の重要性を認識し、競技力の向上やスポーツの普及をとおり、市民のスポーツへの関心を高め、市民の健康の増進・体力の向上を図り、健康で豊かな人間性を涵養することを目的とする事業を行う。

事業の実施にあたっては、継続事業の推進や第2次岡谷市スポーツ推進計画の基本理念、具体的取り組み等を踏まえ、加盟団体及び関係団体との連携を密にしながらその実現に向け推進する。

II 重点目標

- 1 岡谷市から引き続きスポーツ事業の受託
- 2 市民スポーツと競技スポーツの推進
- 3 スポーツ少年団の充実
- 4 組織強化と事業の充実
- 5 自主財源の確保
- 6 岡谷市のスポーツ施設の充実に向けた取り組み

III 事業内容

1 市民スポーツ普及事業

(1) 市民を対象にした各種大会・教室・イベントの開催と加盟団体が実施する事業を支援し市民の競技力向上と生涯スポーツの振興を図る。

ア 各区対抗スポーツ大会・夏季スポーツ祭・スポーツイベント等の開催

イ 市民スポーツ大会の開催・支援

ウ 市民スポーツ教室の開催・支援

(2) 区の体育（スポーツ）協会によるスポーツ大会や運動会等の事業を支援、健康と体力づくり及び区民の親睦を図る。

(3) 学校体育施設の有効利用を促進し、市民のスポーツ普及と体力の向上を図る。

2 競技力向上事業

競技力の向上を目指して開催するスポーツ大会と加盟団体が実施する事業を支援し競技団体の組織強化と上位の大会進出を目指す選手の拡大を図り、市民の競技力向上とスポーツの振興を図る。

ア 競技力向上スポーツ大会の開催・支援を行う。

イ 全国大会規模への出場者に激励金を交付、また、実績に対して表彰を行う。

ウ 第82回長野国民スポーツ大会に向けて、岡谷市からの県代表選手の育成・支援を行う。

3 スポーツ少年団育成事業

スポーツ活動を通して心身の健全な発達を目的としたスポーツ少年団を育成するとともに、団相互の親睦を図る。また、スポーツ少年団に必要な指導者のための事業を推進する。

地域の各種少年スポーツチームに対し、スポーツ少年団の活動等を積極的に宣伝し、団員の増加や新規加盟に努める。

- (1) 競技活動
- (2) 指導者育成活動
- (3) 交流活動
- (4) 開発普及活動

4 指導者の育成事業

競技選手育成の要となる指導者が、共通理念を持つために指導者養成講習会等を開催し指導者の養成と更なる資質向上を図る。

市民スポーツに有益な講習会等を企画し、市民へのスポーツに対する理解を高めるための指導者の養成と資質の向上を図る。

5 スポーツ体験発表会事業

スポーツ活動を通じて得たこと、社会に希望する事など体験発表を行い、自己の研鑽と多くの仲間と体験を共有し、スポーツ活動の充実と競技力向上を図る。

6 広報活動事業

市民のスポーツに対する理解と関心を高め、スポーツ事業への参加を促すため広報紙の発行、ホームページの内容の充実等により、情報を積極的に発信して行く。

- (1) 広報紙「スポーツおかや」の発行
発行回数 年2回（原則）、発行時期 9月、3月
- (2) ホームページによる情報提供
- (3) 岡谷太鼓祭りへの参加

7 岡谷市運動施設（設備）に関する取り組みの推進

スポーツ施設に関する要望（新設・改修・補修・運営等）については、引き続き全体の状況を把握し、その必要性や優先度等を公平に判断するなかで、利用者の安全確保を図ることを最優先に推進する。

- (1) 加盟団体の要望事項の調査実施
- (2) 岡谷市へ要望と整備促進
- (3) 市スポーツ施設・学校体育施設のより効果的利用の促進

8 加盟団体の組織充実と相互の連携強化

事業・予算等必要な事項について、当協会との連携を密にし円滑な事業運営を行う。

- (1) 加盟団体代表者会議を開催し相互の連携を図る。
- (2) 加盟団体の自立運営に向けた支援を行う。
- (3) 公益法人遵守事項等について、実態に即した支援と助言・指導を行う。

9 スポーツ協会の組織強化と充実

当協会の諸事業を効率よく実施するため組織の充実を図り、実施にあたっては専門委員会を中心に活動の活性化を図る。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 広報委員会
- (4) スポーツ少年団委員会

10 自主財源の確保

事業の充実を図るため、補助金だけに頼らず、公益性を生かした自主財源の確保に努める。

- (1) 税法上の優遇措置を受けられる利点を生かした賛助会員の拡大に努める。
- (2) 引き続き自動販売機を設置し施設利用者や事業の参加者への利便の供与を図る。
- (3) 他財源の検討を行う。

11 スポーツ功績者の表彰

表彰規程により、スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すると共に、全国大会等に出場する個人・団体に対し激励し、市民のスポーツに対する意識高揚を目指すなどスポーツの振興を図る。また、県等の表彰について内申を行う。

- (1) 栄光表彰
- (2) 褒賞

12 公益財団法人岡谷市スポーツ協会の今後のあり方について

今年度は、公益法人認定から12年目になる。今までの事業の継続と、新たな公益事業を進めるにあたっての課題の検討を行い、当協会のあるべき姿、方向性について取りまとめる。

- (1) 基本財産の取扱い
- (2) 賛助会員の拡大
- (3) その他自主財源の確保